

茅ヶ崎市児童クラブ待機児童解消対策（令和８年度～１１年度版）

茅ヶ崎市教育委員会教育推進部青少年課

1 見直しの経緯

働き方、生活スタイルの多様化に伴う保育需要の拡大や、子育て世代の流入人口増加等の影響を受け、本市児童クラブの申請者数が増加傾向にあり、学区によって継続的に待機児童が発生し、入所を希望する児童が利用できない状況が生じています。

本市では、待機児童が継続的に発生する状況を踏まえ、平成30年2月に「茅ヶ崎市児童クラブ待機児童解消対策」を策定しました。その後、令和2年2月の時点修正を経て、令和5年3月には、国の「新・放課後子ども総合プラン」を具現化し、「第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」を補完する取組みとして、「茅ヶ崎市実施計画2025」と連携した「茅ヶ崎市待機児童解消対策（令和5年度～7年度版）」を新たに策定し、多角的な視点から様々な対策を進めてきましたが、依然として保育需要は増加傾向が続いており、待機児童解消には至っていません。

国では、令和5年4月に子育て関連施策を一元的に推進するこども家庭庁が設立され、放課後児童クラブの整備・拡充や質の向上に向けた政策を強化し、従来の「新・放課後子ども総合プラン」を見直し、令和5年度からは「放課後児童対策パッケージ」として新たに展開するなど、待機児童の解消に向けた取組を加速させています。

この間、本市においても、学校教育や地域活動との連携を強化しながら、さらなる運営体制の充実と放課後の居場所の確保に取り組むため、令和5年4月の組織体制の見直しにあわせて、児童クラブの事務を保育課から教育委員会青少年課へ移管しました。

本対策は、今後も引き続き、多様化する保育需要に対応した待機児童対策に取り組む必要があることから、「茅ヶ崎市待機児童解消対策（令和5年度～7年度版）」について、社会情勢の変化に合わせた見直しを行い、体系的かつ効果的な推進に必要な具体的事項を取りまとめたものです。

2 本対策の目標と位置づけ

(1) 目標

令和11年度に待機児童数「0人」を目指します。

※「こどもまちプロジェクト2025-2029 -ちがさきのこどもけいかく-（以下、「こどもまちプロジェクト」という。）」の「児童クラブの待機児童の解消」の目標値を引用

(2) 位置づけ

子ども・子育て支援法に基づき、放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の必要な量の見込みと確保方策を定めた「こどもまちプロジェクト」、及び市全体の短・中期的な方策の方向性である「施策目標」と実現の具体的な手段である「実施計画事業」を定めた「茅ヶ崎市実施計画2030」に基づき、効果的な待機児童対策を実施するために、「茅ヶ崎市待機児童解消対策（令和5年度～7年度版）」を振り返るとともに、今後に向けた基本的な考え方を整理するものです。

また、本対策の期間は、「こどもまちプロジェクト」の終期に合わせて、令和8年度から11年度の4年間とします。

3 現状と分析

令和7年4月1日時点における児童クラブの申込状況や待機児童数等の現状を整理し、今後の課題を分析します。

(1) 茅ヶ崎市の待機児童の状況（令和7年4月1日時点）

	R7.4.1	R6.4.1	前年比	待機児童内訳			
児童クラブ定員	2,255人	2,251人	+4人	1年	26人	4年	99人
入所児童数	2,142人	2,163人	-21人	2年	28人	5年	46人
待機児童数	260人	198人	+62人	3年	53人	6年	8人
				計	260人		

児童クラブは、学区ごとに通所可能なクラブへの申し込みが基本となるため、学区により空きのあるクラブと待機のあるクラブが生じることから、市全体の定員よりも入所児童数が少なくなっています。

学区ごとの待機児童の状況を見ると、浜之郷小学校区の38人が最も多く、次いで梅田、東海岸、円蔵、柳島、茅ヶ崎小学校区の順に多く、それぞれ20人以上となっています。なお、浜之郷小学校区については、令和7年7月に定員40人の浜之郷第2児童クラブを開所し、38人全員を受け入れる体制を整えました。

(2) 全国における本市の位置づけ

こども家庭庁が実施する放課後児童健全育成事業実施状況調査（令和7年5月1日時点）において、本市の待機児童数は全国6位、神奈川県内では待機児童数が最も多くなっています。

	都道府県名	市区町村名	待機児童数
1	東京都	杉並区	481
2	兵庫県	宝塚市	329
3	兵庫県	尼崎市	323
4	千葉県	市川市	283
5	東京都	中央区	275
6	神奈川県	茅ヶ崎市	257
7	兵庫県	姫路市	255
8	神奈川県	藤沢市	254
9	東京都	目黒区	246
10	埼玉県	所沢市	227
11	東京都	葛飾区	227
12	東京都	立川市	219
13	兵庫県	西宮市 *	218
14	埼玉県	朝霞市	209
15	埼玉県	越谷市	208
16	埼玉県	さいたま市	197
17	大阪府	東大阪市	197
18	静岡県	浜松市	189
19	東京都	足立区	179
20	宮崎県	宮崎市	175
21	東京都	東村山市	158
22	千葉県	船橋市	157
23	神奈川県	相模原市 *	157
24	東京都	大田区	155
25	千葉県	柏市	147

こども家庭庁「令和7年放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」抜粋
（市区町村名右の*は、対象児童の範囲が「小学校6年生まで」以外としている自治体を示す。）

4 令和5年度から7年度の振り返り

これまで待機児童解消に向けて取り組んできたものの、現状の待機児童数は、需要の高まりに対応しきれていないことを示しています。令和4年度推計時には、令和5年度から7年度の3年間で114人の定員拡充を計画し、結果として212人の拡充を図りましたが、見込みを上回る申請者数の増加があったため、小学3年生までの待機児童も多数発生する状況となりました。

	推計時				実績			推計と実績の差		
	4年度	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度
児童クラブの定員	2,043	2,067	2,112	2,157	2,068	2,251	2,255	1	139	98
保育需要児童数	2,034	2,036	2,048	2,024	2,205	2,397	2,458	169	349	434
保育需要率	15.8%	16.1%	16.4%	16.5%	17.2%	18.9%	19.9%	1.0%	2.4%	3.4%
待機児童数	104	137	121	84	201	198	260	64	77	176
うち小3まで	60	29	34	13	133	94	107	104	60	94

利用ニーズの増加に対応するため、新たな児童クラブの整備や、既存児童クラブの定員の見直しのほか、対策を基本とした受け皿の確保に努めてきました。以下では、令和5～7年度に実施した主な取組とその成果・課題を整理します。

(1) 全ブロック共通の取組

① 小学校ふれあいプラザ拡充

待機児童の多い学区でも安心して過ごせるよう、小学校ふれあいプラザ（以下、「プラザ」という。）の開催日数を拡充し、安全・安心な子どもの活動拠点の確保を目指すこととしていました。

【実施状況・成果】

従前より、公設民営児童クラブ指定管理者が、各小学校の小学校ふれあいプラザ運営委員会委員長等で構成される小学校ふれあいプラザ運営協議会に継続的に参加してきましたが、令和5年度以降は児童クラブの事務が教育委員会所管となったことから、更なる連携強化を図ってきました。19校のうち17校での開催が継続され、平均開催日数はコロナ禍前の約8割程度、週4日以上開催されるプラザも6校まで回復するなど、平日の安全な居場所の確保には一定の効果がありましたが、長期休業中の開催については調整が難しく、待機児童対策への直接的な効果は限定的となりました。

【今後の課題】

放課後の児童の居場所確保と待機児童解消対策の解消に主眼を置いた一体型運営の可能性も視野に入れつつ、事業効果や財政負担を踏まえた検討が必要と考えます。

② 長期休業対策事業の拡充

児童クラブに通所していない小学4年生から6年生を対象に、夏・冬・春の長期休業中のみ利用できる遊びと生活の場を提供している事業において、対象学年を拡大し、待機児童対策としての効果を高めることを目指すこととしていました。

【実施状況・成果】

対象学年が小学4年生から6年生だったものを、令和5年度に下限を小学3年生に拡大したことにより、3年生の利用が最も多くなりました。一方で、夏は特に希望者が多く、定員を大幅に超えた申し込みがあったことから、児童クラブ同様に審査を実施し、結果として利用できない児童も生じることとなりました。

【今後の課題】

夏季休業中のみのニーズが一定程度存在するため、長期休業対策事業の効果的・効率的な実施方法について検討が必要と考えます。

③ 送迎支援の実施

学校から離れた場所に児童クラブを新設した場合に、送迎支援の必要性を検討することとしていました。

【実施状況・成果】

既存の送迎支援を実施している児童クラブに加えて、複数の学区を対象とした新設の児童クラブにおいて、児童が安全に登所できるよう送迎支援を実施しました。

これまでは児童の安全確保を主目的として運用してきましたが、令和7年度には隣接する空きのある児童クラブへの送迎支援を実施し、待機児童の受入に繋げる対応を行いました。これにより、待機児童解消に一定の効果を発揮しましたが、徒歩での送迎は職員・児童ともに負担が大きく、利用児童数は限定的となっています。

【今後の課題】

保護者の直接送迎となる長期（夏季）休業中のみ学区外の児童クラブを利用する児童も一定数おり、今後も柔軟な受け入れを継続する必要があると考えます。

④ 学校施設の利活用

児童クラブの運営のほか、長期休業対策事業、小学校ふれあいプラザ事業の実施の際に、小学校の余裕教室等の活用に向けた調整を行うこととしていました。

【実施状況・成果】

令和5年度から7年度にかけて、待機児童の多かった学区において、以下のとおり学校施設を活用した児童クラブを整備し運営を実施しました。

○令和6年4月 小和田第2児童クラブ（定員30人・給食調理場会議室に開所）

○令和7年7月 浜之郷第2児童クラブ（定員40人・パソコン教室に開所）

○令和8年4月 柳島第2児童クラブ（定員40人・パソコン教室に開所）（予定）

茅ヶ崎第2児童クラブ（定員40人・タイムシェア）（予定）

※その他、令和9年4月に向けて調整中の児童クラブが2か所

【今後の課題】

学校施設での受入は、児童が安全に登所できることから、待機児童対策の重要な手段として今後も継続して取り組む必要が高い施策と考えますが、待機児童が多く生じている学区の小学校では教室に余裕がない場合が多く、学校教育への影響を見極めながら取り組む必要があります。

⑤ 民設民営児童クラブの賃借料補助の延長

公設民営児童クラブとの差異・民間事業者等の経営の安定化・新規参入者へのインセンティブを目的とし、開設後3年目の補助率を継続する形で延長し、事業継続を支援することとしていました。

【実施状況・成果】

補助延長により、既存民設民営児童クラブの継続運営に一定の効果がありました。一方で、児童クラブ事業は年度の途中退所等の欠員により収入が減少する傾向にあり、物価・人件費高騰の中で、一部民間事業者の運営に厳しさが増えています。

【今後の課題】

民設民営児童クラブは、待機児童対策として重要な受け皿となっていることから、事業継続に資する適切な事業補助のあり方を検討する必要があると考えます。

⑥ 学校長期休業中の臨時預かりの検討

小学1年生から3年生の待機児童を対象に長期休業中の臨時預かり実施について検討することとしていました。

【実施状況・成果】

令和6年度において、小学1年生から3年生の待機児童が概ね20人以上発生した学区のうち、茅ヶ崎・浜之郷・松浪小学校区を対象に、校内の特別教室等を活用し、夏季臨時保育を実施しました。

待機となっている保護者から「長期休業中にいられる場所があって、ありがたい」との声が寄せられるなど、待機児童対策として有効に機能していた一方で、学区によって利用希望には大きな差があり、待機児童数に比して希望者が極めて少ない学区も存在していました。

【今後の課題】

利用実態から費用対効果の面で課題が残ることから、待機児童対策の補完的な手段として、より効果的・効率的な実施方法を検討する必要があると考えます。

(2) ブロックごとの取組

① 新たな民設民営児童クラブの開設

待機児童が30人以上発生すると見込まれていた学区において公募を実施するものとし、令和6年度に松林・室田学区、令和7年度に小和田学区において開設を目指すこととしていました。

【実施状況・成果】

令和6年4月開所に向けて、令和5年度中に公募を実施し、松林・室田学区を対象とした民設民営児童クラブを新たに開設し、同学区における受入枠を80人拡充しました。

令和7年4月開所については、待機児童の状況から公募地域を茅ヶ崎学区とし、令和6年度中に公募を実施しましたが、応募者がなく開設には至りませんでした。

【今後の課題】

待機児童対策としては、余裕教室などの状況を踏まえたうえで学校施設等の既存

施設の活用を基本としますが、経費を比較しメリットがある場合などは、民設民営形式の児童クラブ設置も引き続き検討することとします。

② 公設民営児童クラブの定員見直し

公設民営児童クラブにおける定員の見直しにより、受け入れ枠を拡充することとしました。

【実施状況・成果】

当初の計画どおり、令和5年度に定員の見直しを行い25人拡充したほか、令和6年度には民設民営児童クラブを含めて、さらに73人の拡充を図りました。

【今後の課題】

本取組は即効性がありますが、既存施設においてこれ以上の拡充は困難な状況となります。

5 令和8年度以降の推計

学区ごとの保育需要を分析し、令和8年度4月1日時点の定員数の見込みから対策を講じなかった場合に予測される待機児童数を予測しています。具体的な手順は以下のとおりです。

- ① 保育需要率の算出：各学区の全児童数に対する、児童クラブの申請者数（入所児童と保留児童の合計）の割合を「保育需要率」として算出します。
- ② 将来の保育需要率の予測：過去5年の実績値を用いて、線形回帰によるトレンド推計を行い、将来の保育需要率を算出します。なお、保育需要は制度的・社会的背景から急激に低下しにくいことから、推計値が前年実績を下回る場合は前年値を下限として補正しました。
- ③ 保育需要児童数の算出と待機児童の推計：予測した将来の保育需要率を、今後の児童数推計に適用することで、児童クラブを必要とする児童数（保育需要児童数）を算出します。この数と、各児童クラブの定員とを比較し、定員を上回る児童数を待機児童としています。

【推計結果】

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
児童数の合計	12,831	12,688	12,371	11,962	11,694	11,360	11,185	10,926
（うち小3まで）	6,316	6,241	5,947	5,708	5,551	5,478	5,423	5,321
児童クラブ数（総計）	35	36	36	39	39	39	39	39
（うち民設民営）	8	9	9	10	10	10	10	10
児童クラブの定員	2,068	2,251	2,255	2,375	2,375	2,375	2,375	2,375
公設民営入所児童数	1,615	1,720	1,707	-	-	-	-	-
民設民営入所児童数	386	430	422	-	-	-	-	-
保育需要児童数	2,205	2,397	2,458	2,565	2,680	2,811	3,009	3,107
（うち小3まで）	1,888	2,028	2,075	2,146	2,236	2,342	2,499	2,578
保育需要率	17.2%	18.9%	19.9%	21.4%	22.9%	24.7%	26.9%	28.4%
（うち小3まで）	29.9%	32.5%	34.9%	37.6%	40.3%	42.8%	46.1%	48.4%
待機児童数	201	198	260	262	359	479	670	762
（うち小3まで）	133	94	107	47	105	180	315	391

※待機児童数は、令和7年度中の定員の状態で算出した場合の数値となります。

※学区ごとに児童数や児童クラブ定員数等の実情に応じて算出した推計値を積み上げて算出したものであることから、市域全体の児童クラブ定員数と保育需要児童数の差は一致しません。

全体的な児童数は減少傾向にあるものの、保育需要は右肩上がりに推移することが見込まれるため、待機児童は今後も増加が予測されます。

しかしながら、児童クラブは長期休業、特に夏季休業中のみのニーズによる、年度途中の退所者も一定数いることから、新たな施設整備については慎重な判断が求められます。

また、学区や学年ごとの保育需要の推移は年度ごとに様々であるため、将来的な推計を行うのが非常に困難な状況です。本対策の推計を随時見直すほか、補完するデータとして、直近の在籍児童と5歳児の保育認定の状況から、翌年度の申請者数を予測する方法にて、より詳細な推計を行うこととして、対策が必要な学区の見極めを行います。

6 今後の方向性

本市の児童クラブ待機児童対策は、学年の低い児童ほど小学校における授業時間が短く、放課後に家庭で過ごす時間が長いため、「茅ヶ崎市待機児童解消対策（令和5年度～7年度版）」に引き続き、安全な居場所の確保が特に重要となる小学1年生から3年生を最優先として進めます。

また、最も必要性の高い層から着実に受入られる体制を整える必要がありますが、4年生以上の児童の状況も踏まえ、学校授業中の運営に加えて長期休業中の受入や多様な居場所づくりを進めます。

なお、国では「放課後児童対策パッケージ」を毎年度更新し、放課後児童対策の内容のブラッシュアップを図っています。ここに示す今後の方向性にとどまらず、国が示す施策を参考としながら、待機児童数「0」を目指して、本市にとって最適な手法を常に検討し実現を図っていきます。

(1) 優先的に取り組む施策

① 学校施設を活用した新規児童クラブの設置

今後も児童推計の予測において減少幅が小さい学区や、大規模な住宅開発等が行われる地域など、待機児童が継続して発生する学区においては、可能な限り学校施設を活用した児童クラブの設置を推進します。

なお、児童クラブ専用の居室の確保が難しい場合は、待機児童数の状況に応じて、学校教育に支障がない範囲で特別教室等を間借りする「タイムシェア」による手法について、学校と協議しながら検討することとします。

② 隣接した学区との連携や一体的な運営

児童が通う小学校区内の児童クラブの利用を原則としつつ、隣接する学区の既存の児童クラブが空いている場合に送迎支援を行うことによって、学区外の待機児童

を受け入れる体制を整えます。

また、将来的な児童数の減少を見据えて、継続的に児童クラブを運営できるよう、隣接した学区との一体的な運営のあり方について検討を進めます。

③ 民設民営児童クラブの整備

各学区における待機児童解消対策については、学校施設等の既存施設の活用を前提に検討を進めるものの、既存施設の活用が難しい場合、経費等と比較しメリットがある場合、将来的に保育需要が継続すると見込まれる学区等については、民設民営形式の児童クラブ設置も検討することとします。

(2) 補完的に取り組む施策

児童クラブは、放課後児童の居場所づくり施策の柱の一つではあるものの、待機児童解消のみに注力し対策を講じるだけでは、子育て世代が必要としているニーズを捉えることができないと考えます。

就労内容の関係で、毎日には必要ない、学校のある平日は児童クラブを必要としないが夏季休業等の長期休業期間中は不安、などといったニーズに対して適切な居場所を提供することで、待機児童の解消にもつながるものと考えられます。

放課後児童の居場所の選択肢を増やすことで、真に児童クラブを必要とする児童が利用できるよう、多様な施策の充実に取り組みます。

① 子どもの居場所確保に向けた取組の強化

青少年会館や茅ヶ崎公園体験学習センター（うみかぜテラス）、子どもの家、公民館といった社会教育施設等を中心とした市公共施設や多様な主体と連携し、平日・土日を含めた居場所づくり強化を目的とした事業の検討を進めます。

② 登所率を加味した既存施設での一時保育の推進

利用状況や日ごとの登所率を踏まえ、既存施設の空き枠を活用し、長期休業中に限定した一時預かりの実施を支援します。

③ 学校施設を活用した長期休業中の臨時保育の実施

学区内の待機児童の状況を踏まえ、小学校の夏季休業中等、学校教育に支障のない期間において学校施設を活用し、待機児童を対象とした臨時保育を実施します。

④ 小学校ふれあいプラザとの連携

国が推進する放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型・連携型の実現を図るため、関係団体との協議を進めモデル事業の実施を目指します。小学校ふれあいプラザが開催されていない学区や曜日において、児童クラブ指定管理者による放課後子ども教室の実施に向けた検討に着手します。